

国立大学法人東京海洋大学におけるネーミングライツに関する基本方針

第1 趣旨

この基本方針は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）において、企業等名のプレートを掲示するなどの方法を用いて本学の施設に企業等名、商標名、ロゴ、シンボルマーク及び愛称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、基本的な考え方について定めるものとする。

第2 目的

ネーミングライツを設定することにより、企業等から本学の教育研究環境の向上を図るため、新たな財源を獲得することを目的とする。

第3 対象施設

対象とする施設は、原則として本学が所有する教室、図書館及び食堂等共用施設とする。

第4 ネーミングライツ・パートナー

企業等は、本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解した上で本学と協定を締結し、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）となるものとする。

第5 別称等の付与

- 1 ネーミングライツにより命名する別称等（企業等名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称等。）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや本学が別称等として適当ではないと認めるものは除く。
- 2 別称等は、本学で審議の上、決定する。ただし、本学は、ネーミングライツ・パートナーに対し別称等の変更を求めることがある。
- 3 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからは、企業等名の変更等を除き、原則として協定期間中の別称等の変更はできないものとする。
- 4 ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は協定を解除できることとする。

第6 別称等の表示

別称等の表示に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。協定期間満了後の原状回復に係る費用も同様とする。

第7 この基本方針の運用等に関し必要な事項は、別に定める。